

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	カバー株式会社	コード	5253
提出日	2025/6/12	異動（予定）日	2025/6/26
独立役員届出書の提出理由	第9回定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	須田仁之	社外取締役	○														○		有
2	和田洋一	社外取締役	○														○		有
3	鈴木修	社外取締役	○														○	新任	有
4	宮島功	社外取締役	○														○		有
5	小倉親子	社外取締役	○														○		有
6	新井健一郎	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	須田仁之氏は、設立当初より当社の社外取締役として経営に携わっており、当社に対する理解が深く、また多様な会社の取締役・監査役を歴任していることから、その知識経験に基づき、適切な助言を行っていただけると判断したことから社外取締役に選任したのになります。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
2	—	和田洋一氏は、事業拡大期の経営に関する経験が豊富であり、またゲームをはじめとするエンターテインメント業界についての知見が深く、当社の取締役会に対して有益な助言をいただくとともに、客観的な立場から経営を監督していただけると判断したことから選任したのになります。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
3	—	鈴木修氏は、複数の会社で取締役を歴任されており、特に組織人事に関し豊富な経験を有しております。当社が成長していく中で、組織人事戦略は欠かせないものであり、組織人事戦略を中心として経営に関し、適切なお助言をいただけると判断し社外取締役に選任したのになります。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
4	—	宮島功氏は、過去に所属していた企業で管理責任者として上場を果たした経験があり、広くコーポレート・ガバナンスに関する知見を有していることから、当社の業務監査において適格に課題を発見して頂けると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
5	—	公認会計士資格を保有し、また、上場企業の会計担当執行役員を現任しており、会計監査に関する知見が深い事に加えて、他社での社外役員経験も有しているため。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
6	新井健一郎氏が代表社員を務めるTH弁護士法人との間に、内部通報業務等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、また、内部通報窓口業務は新井氏以外の社員が対応していることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	弁護士資格を有しており多数の企業法務相談の対応をしているほか、社外監査役としての経験も有していることから、当社の業務監査やコンプライアンス体制の改善に際して力を発揮すると判断し選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。